

## 第4章 まちづくり構想

---

本章では、前章に示したまちづくりの将来像をふまえ、土地利用及び都市施設整備の観点からまちづくりの方針を定め、全体構想をまとめます。



## 第4章 まちづくり構想

### 4.1 土地利用計画

#### 4.1.1 土地利用の基本方針

今後20年程度先を見据えた土地利用の基本的な方針として、次の3つを定めます。

#### § 基本方針1

##### 農地や森林の保全

安曇野の魅力である田園や里山のよさを守り継ぐため、厳しい農林業情勢もふまえて、多面的機能を有する農地や森林を保全し、無秩序な転用や不適正な開発を防ぐとともに、適正な管理と有効活用を通じて、荒廃農地・森林の発生防止と解消を図ります。

#### § 基本方針2

##### 良好な住環境の形成・育成

安曇野の美しい景色、おいしい水や空気を育む環境を大切にしながら、都市の安全性や利便性、快適性を享受できる良好な住環境をつくり、守り、地域コミュニティの力を保ち、活かして、よりよい住環境の育成を図ります。

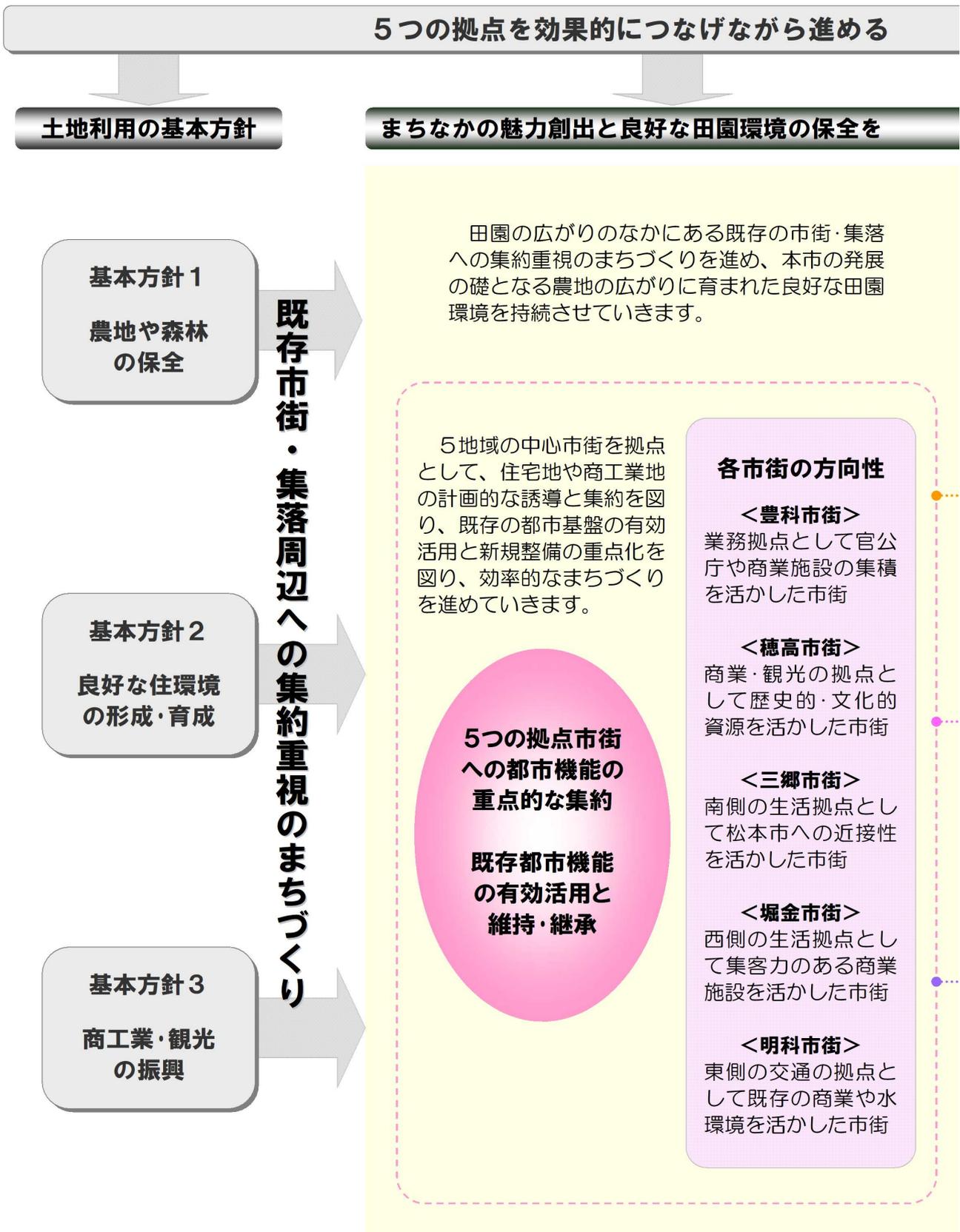
#### § 基本方針3

##### 商工業・観光の振興

安曇野ならではの資源や環境を活かし、働きながらも訪れても、心安らぎ・楽しめる場として、良好な景観や環境との調和を図りながら新たな産業を呼び込み、商工業とも連携を図りながら、自然や歴史・文化に加えて、地域に根差した暮らしや産業そのものを観光の魅力にできる土地利用の展開を図ります。

## 4.1.2 土地利用種別の誘導方針

前章に示すまちづくりの基本構造と前述の土地利用の3つの基本方針をふまえて、主な都市的土地利用について、それぞれの誘導方針を定めます。



## 既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり

### 重視した土地利用の考え方

#### 田園～山麓～山間部の 可住地における土地利用の考え方

##### ■地域に根差した集落の維持・継承

本市の集落の成り立ちをふまえ、田園や山麓・山間部にある集落も、暮らし（居住）の場として位置づけ、これにより、周辺の農地や地域の伝統・文化の維持・継承を図ります。

なお、開発は一定の条件を満たすものに限定し、スプロール化は厳に防止します。

##### ■田園の幹線道路沿いにおける新たな軸状開発の抑制

幹線沿道の軸状に広がる新たな開発は、景観や環境保全の面からの課題が大きいため、一定の需要が見込まれる地域においては開発可能な範囲を定め、適切な誘導を図ります。

##### ■地域産業の振興への配慮、工場等の産業施設の立地集約

地域の産業振興に不可欠な工場等の新たな産業施設の立地については、周辺環境との調和に配慮した誘導を図ることができるよう、一定の都市基盤の整った既存の産業集積地への誘導・集約を重視していきます。

##### ■西山山麓における観光・保養機能の保持

西山山麓一帯に点在する観光・保養のための施設（地域資源を活かした飲食店、温泉宿泊施設、美術館等）が立地する区域については、田園環境との土地利用の違いを明確にして、良好な森林環境にふさわしい開発を誘導し、観光・保養機能の保全を図ります。

### 都市的土地利用の誘導の基本

#### 住宅系用途

- 拠点市街や計画的に整備された住宅団地等への居住の誘導
- 田園や山麓・山間部における居住は、環境の保全と調和、コミュニティの維持・継承に資するものに限定

#### 商業・観光系用途

- 地域資源を活かし、市街地や観光地としての魅力を高める商業施設の誘導
- 身近に必要な店舗や広域的な集客を見込む大規模施設の適正な受け入れ

#### 工業系用途

- 一定の都市基盤が整う産業集積地周辺への新たな工場、事業所等の誘導・集約
- 企業のニーズに応じた新たな産業用地の確保への迅速かつ弾力的な対応

低未利用地の有効活用を重視

## § 1. 住宅系用途の誘導方針

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりの方向性をふまえ、将来の住宅系用途の誘導方針を次のとおり定めます。

- 新たな住宅は、都市機能の集積する市街や規模の大きな集落等に誘導を図ることによって、既存の都市基盤や低未利用地を有効に活用しながら、利便性と快適性の高い住環境の形成を促します。
- 田園地帯や山麓・山間部の森林地帯においては、良好な環境との調和や災害に対する安全性を十分考慮し、住宅立地のルールに則ったものに限定して受け入れ、多様なライフスタイルや居住のニーズへの対応を図ります。

### 〔抑制・制限すべきもの〕



農地の真ん中や、既存の市街・集落の縁辺部や沿道に延びていく無秩序な住宅開発

### 〔計画的に誘導すべきもの〕



1戸当たりの敷地面積が広く、建物周りが緑化され、周囲の景観や環境との調和のとれた住宅開発

- 用途の混在等により、住環境の悪化を招かないよう、計画的かつ適切な立地誘導を図りながら、都市的な利便性や快適性を享受できる市街地に住宅系用途の集約を進めます。
- 駅や計画的に整備された住宅団地等を核とした比較的規模の大きな集落では、できる限り集落内部への宅地誘導を図り、また、空き家を含む既存の住宅用地や集落内部にある空き地等の低未利用地の活用を重視することで、田園地帯への宅地の無秩序な拡散を抑制し、既存のまとまりを維持します。
- 田園地帯における新たな宅地は、良好な田園景観や営農環境に悪影響を及ぼさないよう、一定のまとまりを有する集落内又はその縁辺部に限定して受け入れていきます。これにより、既存の集落コミュニティの維持・継承を図るとともに、宅地の拡散を防ぎ、不効率な都市施設整備を回避します。また、建物の低層化や敷地内の緑化を促し、周囲の環境の保全や景観との調和を図ります。
- 山麓や山間部の森林地帯では、良質な樹木の保全や土砂災害等の危険性に十分配慮しながら、静けさや保養的な環境を乱さない住宅等に限定して開発を受け入れていきます。



## § 2. 商業・観光系用途の誘導方針

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりの方向性をふまえ、将来の商業・観光系用途の誘導方針を次のとおり定めます。

- 一定の都市機能を有する市街地には、買い物の利便性や魅力を高める商業施設の誘導を図るとともに、各地域・地区の歴史・文化を活かして、歩いて楽しめる空間整備を図り、快適で魅力ある賑わいの場の形成を促します。
- 新たな商業・観光施設は、市街地や集落の規模、それぞれの場の特性に応じた適正な規模・用途で、かつ、適切な場所に立地誘導を図ります。

### 〔抑制・制限すべきもの〕



地域住民への十分な情報提供や話し合いの機会がなく、まちづくりの考えにも合わない大規模開発

### 〔計画的に誘導すべきもの〕



沿道のにぎわいを生み出し、商店街や市街地としての魅力を高める開発や空間整備

- 駅周辺や幹線沿道で空洞化の進む市街地では、歩道の拡幅や自転車道の整備、緑化、無電柱化等の都市基盤整備とともに、蔵造りの建物等歴史的・文化的資源や、空き店舗や空き地等の低未利用地を活かしながら魅力的な個店の誘導を図り、歩いて楽しむことができる空間づくりを進めます。
- 大型店や飲食店の立ち並ぶ郊外の幹線沿道は、無秩序な延伸の抑制を図り、空き店舗等も活用して既存の集積を維持するとともに、建物や看板の景観的な配慮や沿道の緑化等を促し、統一感のある街並み形成を図ります。
- 広域的な集客を見込む規模の大きな施設の立地は、周辺住民への事前の説明や意向の反映を図るとともに、営農環境や自然環境、住環境、景観等に配慮し、都市基盤の整備状況等をふまえ、個々に的確な立地判断を行えるしくみでの対応を継続します。特にスーパーマーケットなど居住誘導を促す可能性のある施設は、既存の市街地や大規模な集落内又はその周辺部に立地することを基本とします。
- 日常生活で身近に必要な店舗については、各地域・地区の特性や居住形態をふまえ、相互に機能を補完し合いながら、適正な規模で、かつ、配置のバランスのとれた誘導を図るとともに、郊外の良好な環境や景観を阻害するような店舗の立地は抑制していきます。
- 西山山麓部の観光資源が集積するエリアでは、良好な森林環境を維持しながら、ニーズに応じ、保養地としての魅力向上に資する商業施設の適切な立地誘導を図ります。

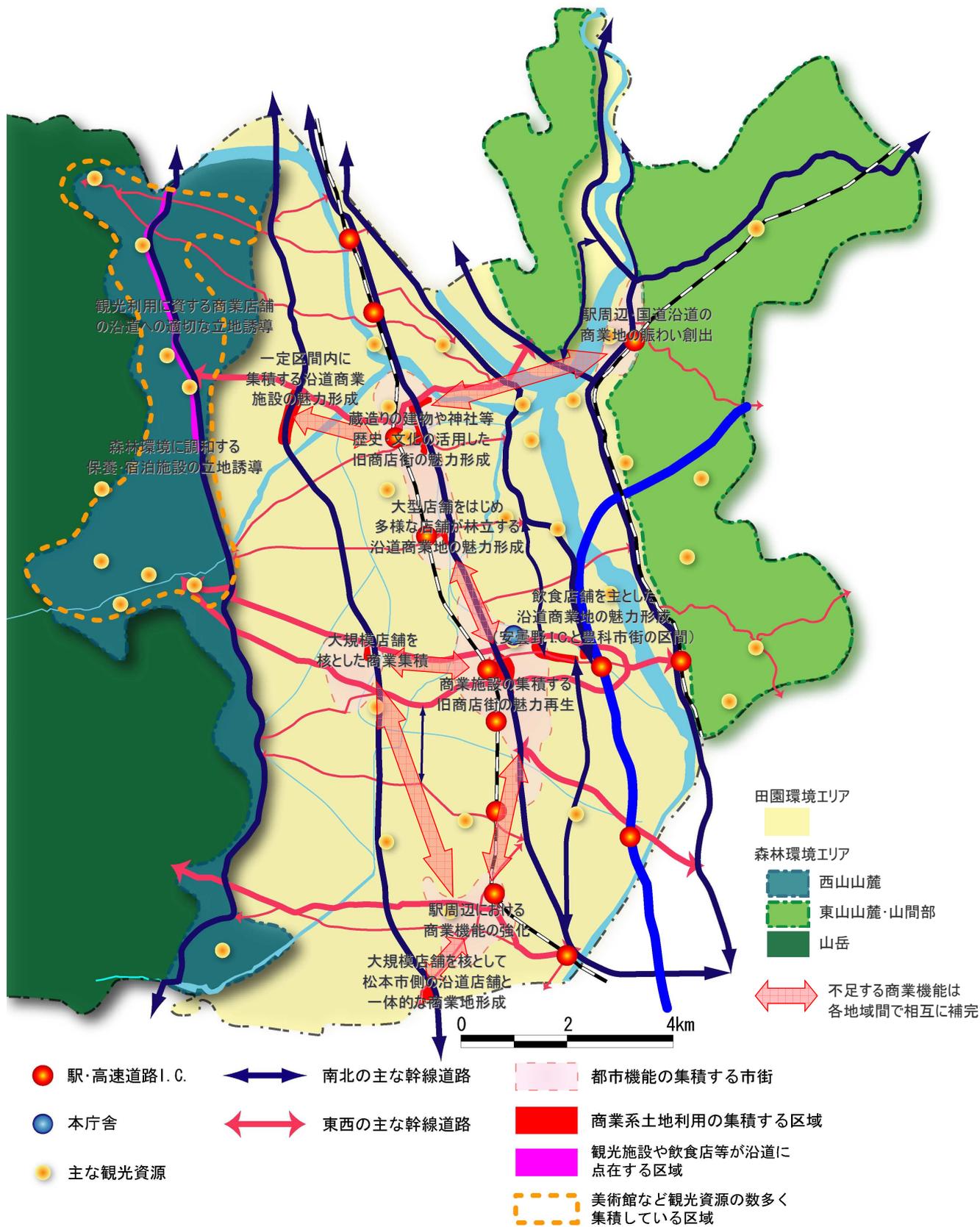


図 商業・観光系用途の誘導方針

### § 3. 工業系用途の誘導方針

既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくりの方向性をふまえ、将来の工業系用途の誘導方針を次のとおり定めます。

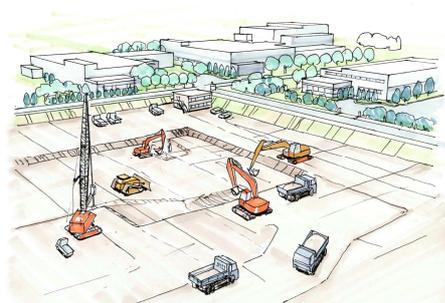
- 新たな工場等は、一定の都市基盤が整う産業集積地等への誘導を重視し、いまある都市基盤の有効活用と良好な環境や景観との調和を図りながら、新たな雇用を生み出す工業の継続的な発展を促します。
- 社会情勢や産業構造が常に変化するなかにあつて、事業者の多様なニーズをふまえながら、本市の良好な環境や地域資源、都市基盤を有効に活用できる産業立地に対し、迅速かつ適正な対応を図ります。

#### 〔抑制・制限すべきもの〕



廃棄物の野積み等、土地の荒廃や周辺環境に悪影響を及ぼす行為や開発

#### 〔計画的に誘導すべきもの〕



既存の都市基盤を有効に活用できる工業団地等適正な場所における新たな産業用地の整備

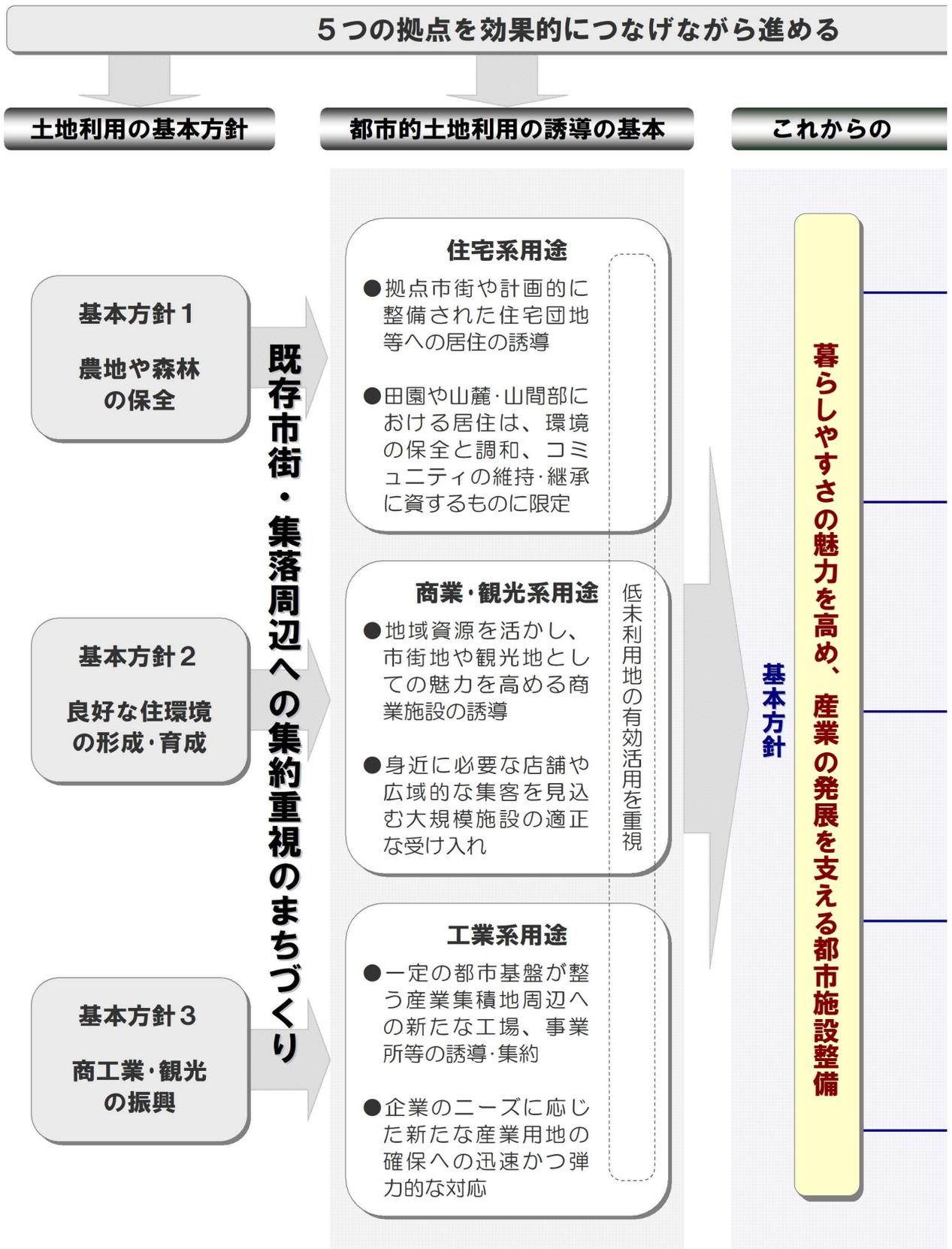
- 新たな工場等の事業所用地は、計画的に整備された既存の産業団地や工業団地等の産業集積地内への誘導を優先します。また、必要に応じて、良好な景観や営農環境と調和のとれる範囲で既存の工場等の周辺部に拡張することを基本とし、既存の都市基盤を有効活用した集約を図ります。
- 景観上・生活環境上支障のない場合にあつては、循環軸や基幹軸等に位置付けられる幹線道路を、新たな事業所用地の誘導を図る際の有用な都市基盤として活用します。
- 規模の大きな工場の立地や拡張については、良好な自然環境や営農環境、住環境、景観等に十分配慮し、周辺住民への適切な情報開示による理解のもとに、適正な誘導を図ります。
- 郊外における個人経営の小規模な工場等については、必要に応じ、適正な立地誘導を図る一方で、廃棄物や資材の野積み等で周囲の環境や景観になじまない土地利用を抑制します。
- 高速道路 I.C.からのアクセスが容易な場所に市街地や田園環境、森林環境が広がっていますが、周囲の環境や景観と調和の図れる範囲において、新たな産業立地を受け入れていきます。
- 湧水や地下水等地域資源の有効活用を図る一方で、資源の枯渇や環境の悪化等を招かないよう、適正な産業立地や、事業所による適正利用と必要な保全措置を促します。



## 4.2 都市施設整備計画

### 4.2.1 都市施設整備の基本方針

4.1 に示した土地利用計画をふまえて、今後の都市施設整備における基本方針を定め、主な分野の重点的な取り組みを整理します。



※ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、文化、知識、経験等の違いに関係なく、誰もが使いやすく、わかりやすく、使い方の間違いが少ないデザインのことをいいます。

## 既存市街・集落周辺への集約重視のまちづくり

### 都市施設整備の考え方

#### ポイント① 安全性の確保

市全域に被害の及ぶ巨大地震や山麓山間部での土砂災害、氾濫域での水害等激甚化・頻発化する自然災害、交通事故や犯罪、感染症等日常生活の様々なリスクから暮らしや産業を守り、事前事後の対応に必要な都市施設整備を図ります。

#### ポイント② 誰もが安心して使えるかたち

道路や河川、公園、公共の建築物等不特定多数の人々が利用する都市施設の整備には、ユニバーサルデザイン※の考え方を取り入れ、誰もが安心して使えるよう工夫を施すとともに、既存施設のバリアフリー化も促進します。

#### ポイント③ 良好な環境・景観への配慮・活用

都市施設を整備する際には、周囲の居住や営農、生態系、眺望等環境や景観に配慮し、守るべきものとの調和を図ります。また、農地や森林、樹林、河川等自然環境の有する多面的な機能を活用した都市施設整備を図ります。

#### ポイント④ 適正な維持管理・更新と長寿命化

橋梁や公園、公共の建築物、各種供給処理施設等老朽化の進む既存の都市施設の機能を安定的に保持していくため、限られた財源のなかで、計画的かつ適切な維持管理・更新により、コストを平準化しながら、施設の長寿命化を図ります。

#### ポイント⑤ 多様な主体の参加と連携・協働

都市施設は市民共有の財産として、行政が必要な整備や維持管理・更新を図るとともに、よりよいまちづくりに向けて、それらの空間・機能を有効に活用し、地域住民や民間事業者らが連携・協働して、主体的かつ実践的な取り組みを推進します。

### 主な分野の重点的な取り組み

#### 道路網・交通体系の構築

- 質の高い道路網の構築
- 広域交通のネットワーク機能の強化
- 公共交通の利便性の向上

#### レクリエーション空間・環境の整備・活用・保全

- 多面的機能を有する身近な公園・緑地の整備・活用
- いまある良好な自然環境の有効活用と保全
- 快適で安全な散策ネットワークの構築・機能強化

#### 防災・減災機能の向上と災害対応力の強化

- 災害リスクに応じた防災・減災対策
- 災害リスクや対応関連情報の共有と活用
- 災害後の対応力の強化

## 4.2.2 分野別の取り組みの具体的な方向性

都市施設整備の基本方針をひまえ、分野別の方針に沿って、それぞれ重点化するべき取り組みの具体的な方向性を示します。

### § 1. 道路網・交通体系の構築

#### ● 質の高い道路網の構築

基幹軸となる道路機能を強化し、日常生活や観光の安全性・利便性・快適性を担保し、物流の円滑化に資する質の高い道路網の構築を図ります。

##### ① まちづくりの骨格となる基幹軸の幹線道路の整備促進

- ・南北・東西の基幹軸（とくに循環軸）として位置づけられた既存道路の改良（東西の基幹軸となる路線については鉄道との立体交差化の検討も含む）
- ・災害時対応や産業・観光振興など、南北・東西の基幹軸（とくに南北軸の一つである松本系魚川連絡道路）の機能強化や補完に資する道路の新設・改良

##### ② 都市計画道路の見直しと整備

- ・検証・検討が実施された都市計画道路の変更・決定
- ・未整備計画道路の新設・改良
- ・新規に整備される予定の松本系魚川連絡道路の都市計画決定の促進

##### ③ 安全に通行できる歩道や自転車道の整備

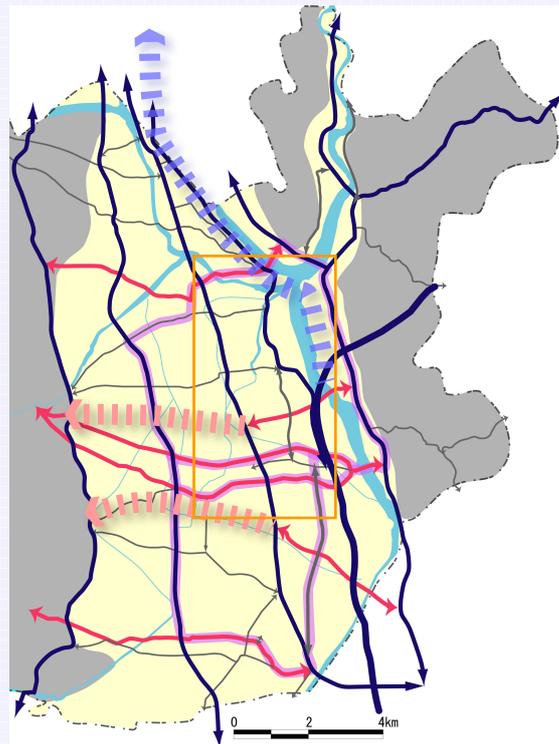
○通行量や利用形態をひまえた整備優先度の明確化

○利用形態に応じた整備

- ・車道両側への歩道の設置・拡幅、必要十分な道路幅員の確保
- ・車道との段差等路面の凹凸の解消（バリアフリー化）
- ・連続性の確保（途中で分断されている箇所を解消）
- ・歩行者と自転車との通行帯の分離（自転車専用道の設置）

##### ④ 混雑する交差点の改良

- ・信号機の現示改良（時差式から矢印式、歩車分離式等への転換）
- ・右折レーンの設置（右折車待ち渋滞の解消）
- ・複雑・変則的な道路交差の改善



一定の整備水準が求められる既存の路線  
 循環軸 ←→ 南北基幹軸 ←→ 東西基幹軸  
 新たに整備する必要性の高い路線  
 南北軸 ←→ 東西軸  
 ←→ 上記以外の県道  
 都市計画道路の集積するエリア(次ページ参照)

図 幹線道路の整備優先度の検討図

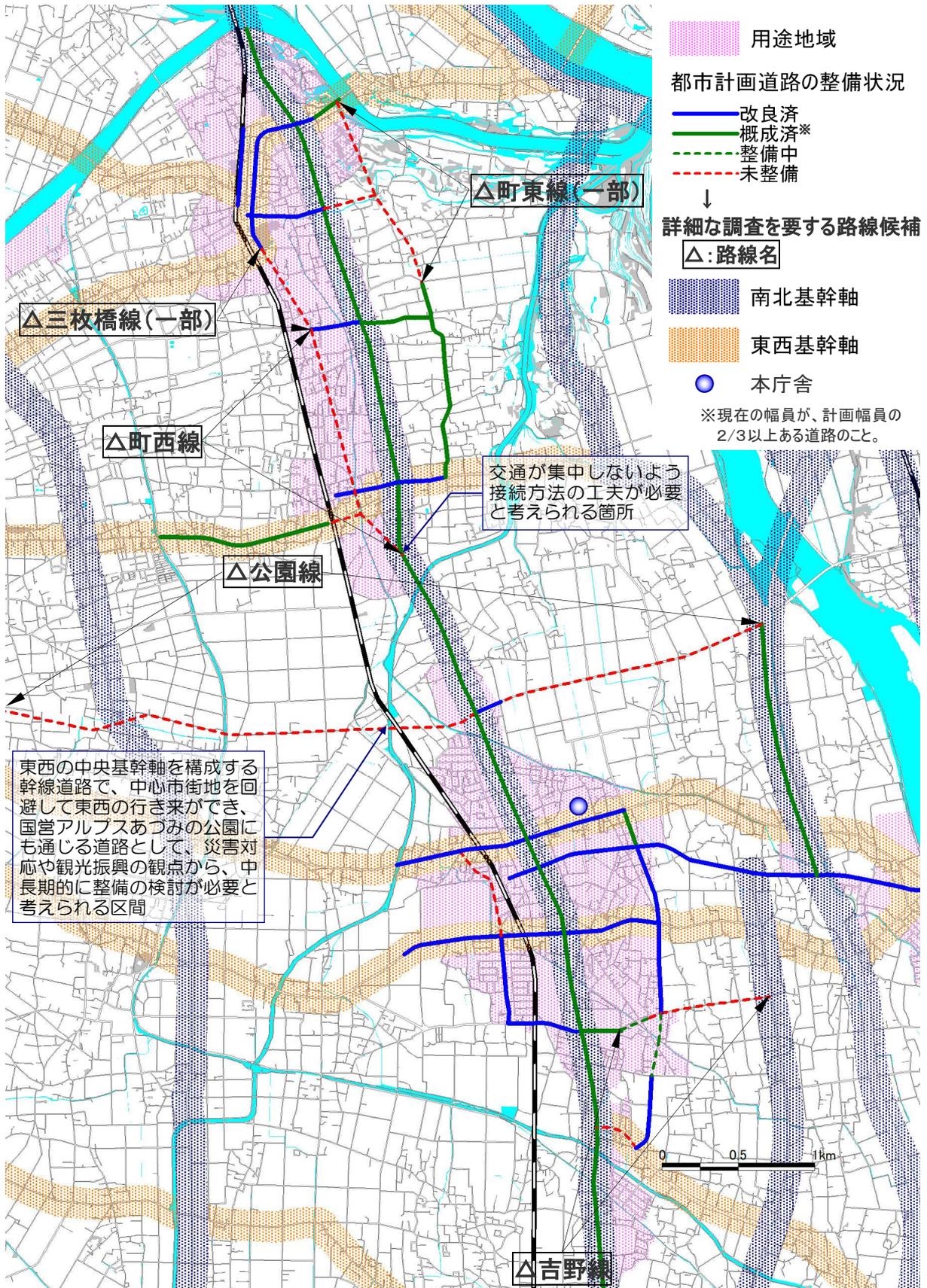


図 都市計画道路の見直し検討図

⑤ 狭隘な生活道路における通過交通の流入回避

- ・ 既存道路の拡幅や代替路の整備
- ・ すれ違いの困難な大型車の迂回路への適切な誘導

⑥ 円滑に通行できる物流経路の確保

○ 高速道路 I.C. と主な工業集積地を効率的に結ぶ物流経路の設定

- ・ 市街地内の通過と交差点における右折の回避
- ・ 既存道路の有効活用
- ・ 沿道の生活環境への配慮

○ 物流経路となる道路の走行性能の向上につながる整備

- ・ 大型車が安全に通行できる十分な幅員の確保
- ・ 右折レーンの設置、十分な長さの右折レーンの確保
- ・ 鉄道との立体交差化
- ・ 橋梁の耐震性能、耐荷性能の強化

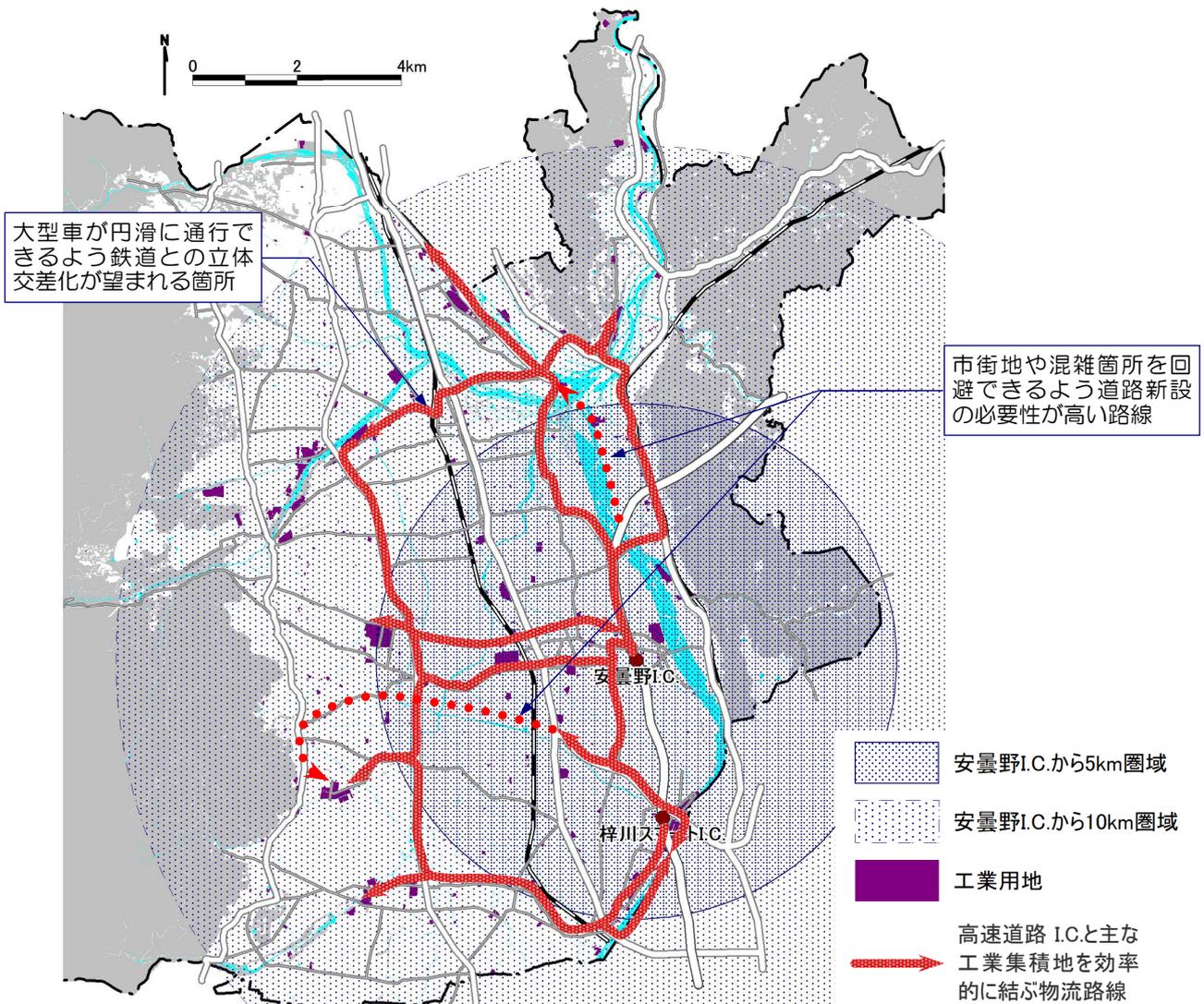


図 高速道路 I.C. を起点とする物流ネットワーク検討図

● 広域交通のネットワーク機能の強化

産業の振興や観光等による交流の促進等に資する都市間の移動円滑化に向けて、広域交通のネットワーク機能の強化を図ります。

① 高規格道路から市内へのアクセス道路の整備・要望

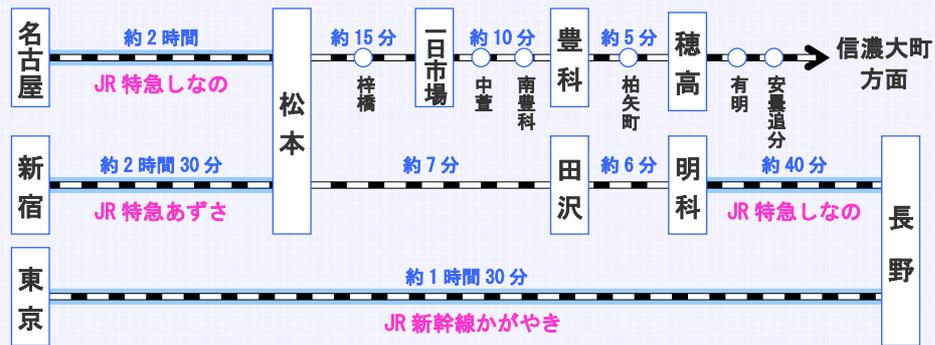
- ・長野自動車道から大北方面に通じる高規格道路（松本系魚川連絡道路）の整備促進
- ・東京方面とを結ぶ新幹線駅のある東信方面に通じる高規格道路（松本佐久連絡道路）の整備計画の具体化促進

② 鉄道による大都市圏との接続性の改善

- ・松本駅における中央線特急と大系線との接続、長野駅における北陸新幹線と篠ノ井線との接続の改善（待ち時間の短縮、終電との接続）の働きかけ
- ・市内の主要駅に乗り入れる特急増発の働きかけ

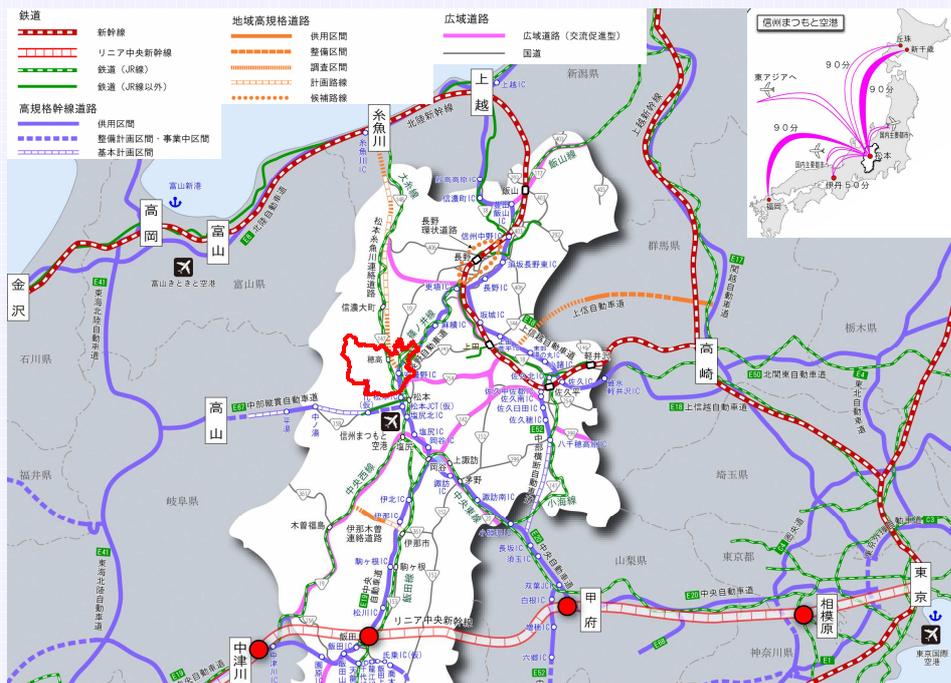
③ 空港への利便性の高い交通アクセスの確保

- ・信州まつもと空港への利便性の高い交通アクセスの確保に向けた検討



大都市圏からのアクセスルート

図 大都市圏との現行の鉄道アクセス



※資料：長野県都市計画ビジョン

図 広域交通網図

## ● 公共交通の利便性の向上

地域のニーズを捉えて、鉄道やバス等公共交通の利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進します。

### ① 鉄道利用の促進

○ 駅周辺の施設の整備・改良

- ・ 駅周辺における駐輪場、駐車場の整備（パーク&ライドの促進）
- ・ 東西通路（場所によっては地下式）等鉄道を挟んで両側の移動の円滑化
- ・ 2路線 11 駅それぞれの特性を活かし、利用者ニーズに応じた整備

○ 鉄道の利便性を高める工夫

- ・ 列車の運行本数の増発、運行時間帯の拡大の働きかけ
- ・ 駅から徒歩圏域にある市街・集落への新たな居住の誘導（利用者の確保）

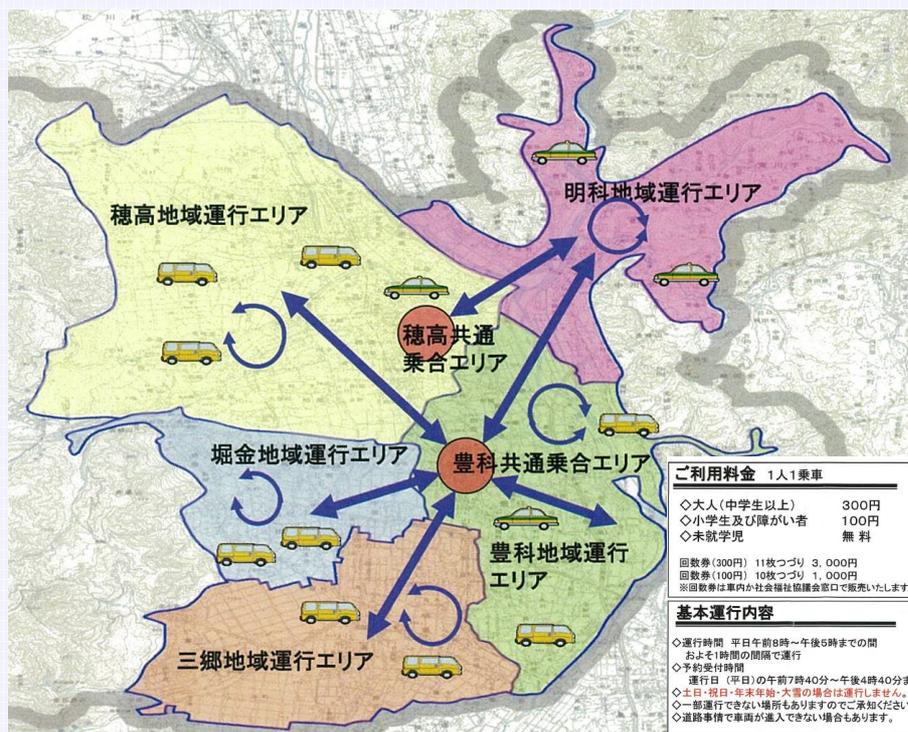
### ② バス等公共交通利用の促進

○ 安曇野市公共交通の利便性を高める工夫

- ・ 定時定路線の運行形態や料金、運行体制等の定期的な見直し・改善
- ・ 拠点市街間を結ぶ循環軸や、駅からの生活・観光動線等をふまえた定時定路線の設定検討
- ・ デマンド交通の継続的な改善（主な利用者となる高齢者増への対応）

○ 高速バス利用の利便性を高める工夫

- ・ 高速バス利用者の専用駐車場の整備・拡張（安曇野 I.C. 周辺等）
- ・ 利用ニーズをふまえた新たな路線設定の働きかけ
- ・ 拠点市街地への高速バスの乗り入れの働きかけ（休日等運行日や本数を限定して本庁舎や駅等市内の拠点施設からの発着便の設定等）



※資料：安曇野市社会福祉協議会

図 デマンド交通あづみん運行エリア



## § 2. レクリエーション空間・環境の整備・活用・保全

### ● 多面的機能を有する身近な公園・緑地の整備・活用

身近に必要な公園・緑地の計画的な整備を進めるとともに、多様な主体と協働で、既存の公園施設の適切な維持管理やリニューアルを図り、多面的機能を有する身近な公園・緑地の活用と保全を促進します。

#### ① 公園・緑地の計画的な整備

- ・市街地や集落との近接性、人口規模等をふまえた、必要な規模・機能の公園・緑地の適正配置（新規整備）
- ・歴史的・文化的な遺産の有効活用
- ・地域住民のニーズに応じて必要な機能（防災、防犯、遊び場、健康、癒し、景観形成、生態系保全等）の強化
- ・既存施設のバリアフリー化、新たな施設のユニバーサルデザイン化の促進

#### ② 公園施設の適切な維持管理と長寿命化

- ・安曇野市公園施設長寿命化計画に基づく公園施設（遊具や建築物等）の長寿命化につながる効果的な補修・更新等予防保全対策の実施
- ・機能低下がみられる公園施設（遊具や建築物等）の早期補修・適期更新

#### ③ 多様な主体の参画による利活用やリニューアルの促進

- ・公園・緑地の美化や植物の維持管理活動への地域内外の住民らの参加促進
- ・指定管理者制度の導入等による民間の技術や知識の活用

### ● いまある良好な自然環境の有効活用と保全

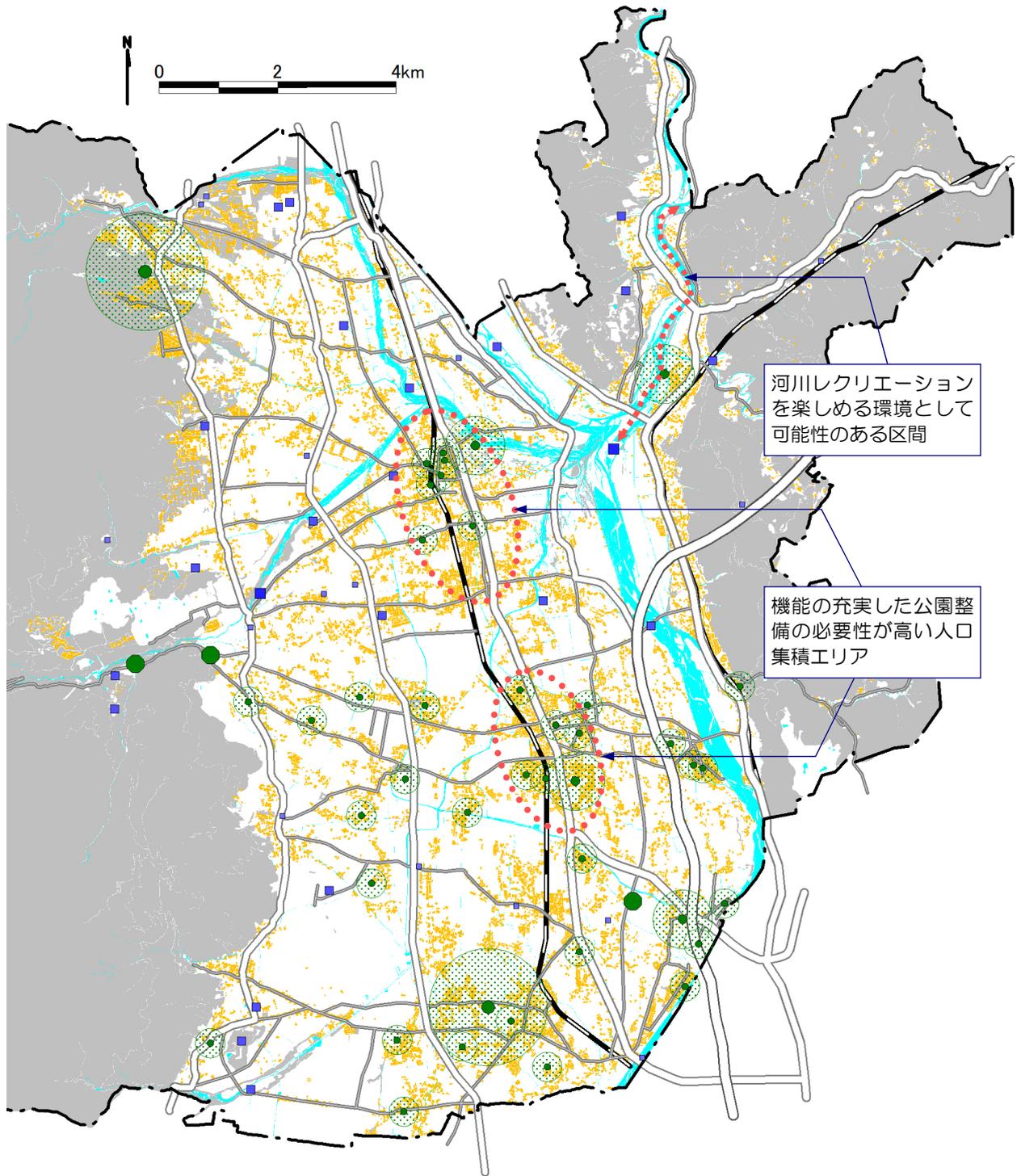
堰や河川の水辺や山麓・山間部の森林等のいまある良好な自然環境を、レクリエーション空間として有効に活用しつつ、適切な保全を図ります。

#### ① 良好な水辺環境の保全・活用

- ・堰や河川の水辺と安全に親しむことのできる公園・広場等の整備
- ・堰や河川沿いの遊歩道やサイクリング道路の整備
- ・カヌーやラフティングの発着施設等水辺レクリエーションの拠点整備
- ・多自然型護岸等を用いた周辺環境との調和に配慮した整備の促進
- ・堰や河川沿いの緑化等の推進（周辺環境や生態系への配慮）
- ・緑の連続性をつくり出す河畔林の保全・適切な維持管理

#### ② 良好な森林環境の保全・活用

- ・森林内でレクリエーションを楽しむことができる公園・広場等の整備
- ・起伏が緩やかで安全に歩ける散策路の整備
- ・里山として利用されてきた森林の荒廃防止
- ・まちづくりにおける幅広い用途での市産木材の利用促進



都市公園

- ( )内は誘致圏域
- 街区公園  
(半径250m圏域→図示)
- 近隣公園  
(半径500m圏域→図示)
- 地区公園
- 総合公園・広域公園・緑地

都市公園以外の公園・緑地<sup>※</sup>

- 面積1ha未満  
(街区公園又は近隣公園相当)
- 面積1ha以上4ha未満  
(近隣公園相当)
- 面積4ha以上  
(地区公園相当)
- 住宅地

※都市計画基礎調査から把握した2,500㎡以上の都市公園以外の公園・緑地

図 公園・緑地等レクリエーション空間の整備検討図

## ● 快適で安全な散策ネットワークの構築・機能強化

遊歩道やサイクリング道路等、徒歩や自転車で良好な自然環境や景観、各地域・地区の歴史や文化を巡り、快適かつ安全に散策できるネットワークの構築と機能強化を図ります。

### ① 良好な環境や資源をつなぐ散策動線の設定、見どころの保全・活用・整備

- ・ 明確な位置づけのある既存の散策動線を活かしたコース設定  
＜主な既存の散策動線＞
  - ・ あづみ野やまびこ自転車道（自転車・歩行者専用道路）
  - ・ 中部北陸自然歩道（環境省が計画し、県が整備・管理運営する長距離自然歩道）
- ・ コース上の見どころとなる資源や環境の保全・活用・整備  
＜主な見どころとなる資源・環境＞
  - ・ 歴史的・文化的な遺産（旧跡、旧家、屋敷林、寺社仏閣、道祖神、蔵づくりの建物等が建ち並び旧街道、旧国鉄篠ノ井線の廃線敷跡等）
  - ・ 美しい田園風景（北アルプスの眺望、広々とした田園、きれいな水の流れる堰、湧水池、わさび畑等）
  - ・ 山頂（光城山、長峰山等）や良好な森林空間（国営アルプスあづみの公園堀金・穂高地区、県営烏川渓谷緑地等）
- ・ 鉄道駅や道の駅等の交通結節点とコースの接続と回遊性の確保

### ② 安全かつ快適な散策路の設定及び散策空間の創出

- ・ 既存の道路（交通量の少ない農道、堰や河川沿いの堤防等）の有効活用
- ・ 交通量の多い幹線道路における両側への歩道・自転車道の設置、ゆとりのある幅員の確保
- ・ 幹線道路との交差点における横断歩道や自転車横断帯の設置
- ・ 歩きやすさや色合い等景観的な調和に配慮した舗装材の使用
- ・ 沿道への屋外広告物の設置等に対する一定の規制や形態的な配慮
- ・ 景観上重要な道路沿いの電線・電柱を目立たなくするための配慮（電線の地中化、道路の裏側への配線、建物の軒下への配線等）
- ・ 周囲の景観や良好な眺望と調和した沿道の並木づくり、もてなしの雰囲気や賑わいをつくり出す花修景活動（商店街等における花壇づくりやハンギングバスケットの設置等）の促進

### ③ 散策路の利便性の向上や利用促進のための施設整備等

- ・ 鉄道駅や道の駅等散策の起終点となる場所における情報提供施設やレンタサイクル施設、サイクルステーション等の設置
- ・ 自転車持ち込み可能な列車運行や駅施設整備（JR 大糸線、JR 篠ノ井線の各駅）の働きかけ
- ・ コース上で良好な眺望を楽しむことができる休憩施設（トイレやベンチ等）の設置、要所への駐車場（自動車⇄徒歩・自転車）の整備、既存の公園施設（トイレ、駐車場等）の活用
- ・ コースマップの提供やコース上への道標や誘導板の設置、規格やデザインの統一化等によるわかりやすい案内・誘導
- ・ 見どころでの解説板（QRコード等対応）の設置
- ・ パンフレットやホームページ等によるコースの周知

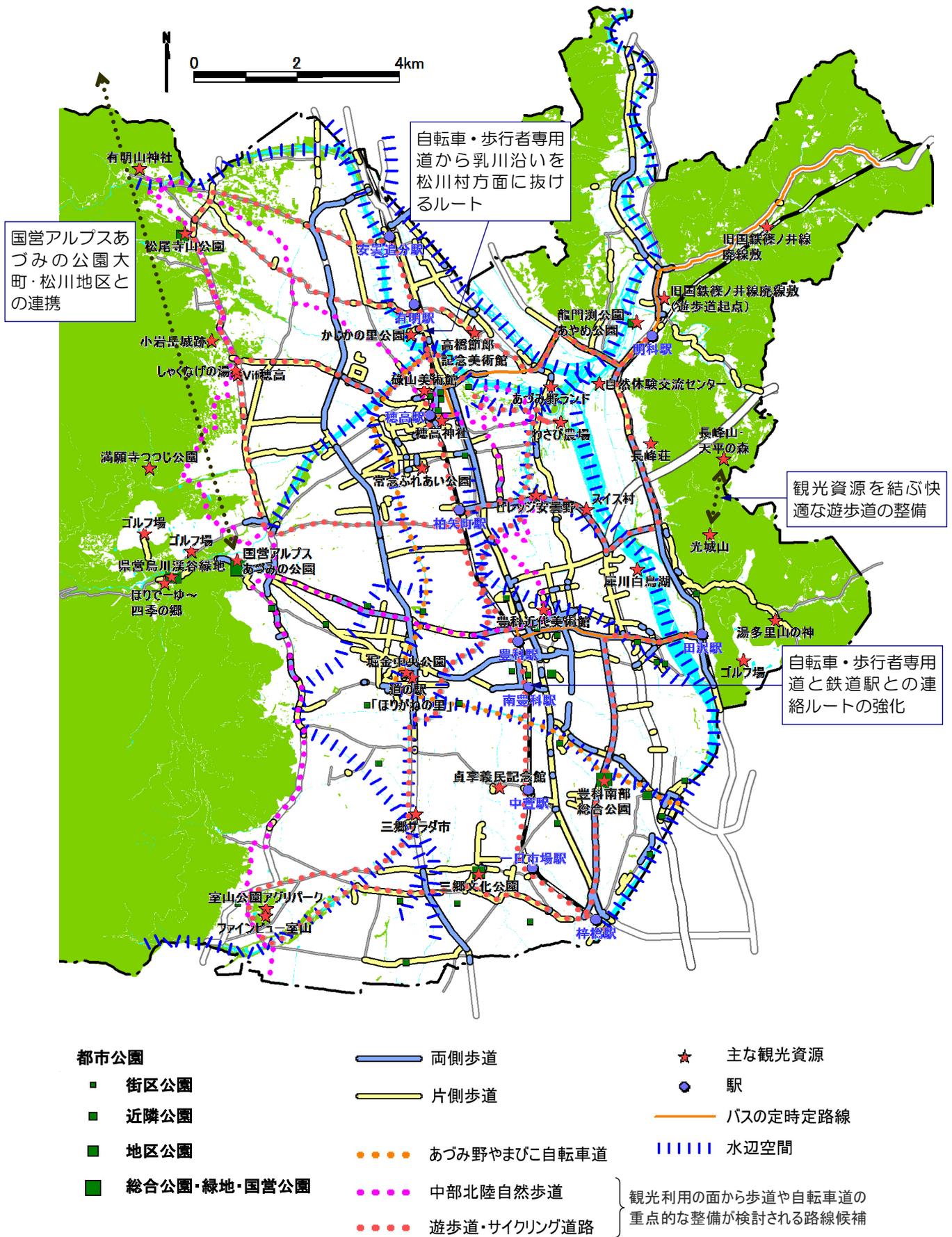


図 遊歩道・サイクリング道路のネットワーク

### § 3. 防災・減災機能の向上と災害対応力の強化

#### ● 災害リスクに応じた防災・減災対策

地震災害や火災、水害、土砂災害等による大規模災害に対しては、防災と減災の両面から、各種災害のリスクに応じて効果的な対策を図ります。

##### ① 地震災害・火災対策

- 活断層の位置を考慮した対応（必要に応じた建築物や工作物の立地の抑制・回避、主要施設の機能強化等）
- 拠点市街等建物の密集する市街地における防災機能の強化
  - ・都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定、建築基準法第 22 条区域の指定拡大の検討※
    - ※建築基準法第 22 条区域、準防火地域、防火地域の順に、指定区域内の建築物に対してより厳しい不燃化・耐火性能が義務付けられている。
  - ・土地区画整理事業等を用いた街区の再編等による狭隘道路の解消
  - ・延焼防止効果のある街路樹や公園・緑地の整備（地震に伴う火災対応）
- 個々の建築物や施設の耐震性の確保
  - ・耐震基準を満たさない一般建築物の耐震改修や建替えの促進
  - ・耐震診断に基づく各種公共施設の耐震改修・建替えの促進
  - ・ライフライン施設（電気、水道、通信回線等）の耐震化、被災時における代替機能の確保、共同溝整備の促進

##### ② 水害対策

- ・浸水想定区域におけるリスクに応じた対応（建築物や工作物の立地の抑制・回避、高床の建築物等の奨励等）
- ・河川堤防等治水施設の整備促進
  - ・農地の保水・遊水機能の活用
- ・内水氾濫対策の強化（ポンプ場や雨水・浸透施設等の整備促進）
- ・地形的に浸水・冠水が懸念される東山山麓篠ノ井線以東の水害対応
- ・大雨時の西山山麓斜面の舗装道路における急速な流水対応

##### ③ 土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）対策

- ・土砂災害特別警戒区域からの建築物の移転促進、土砂災害警戒区域への新たな建築物や工作物の立地の抑制・回避
- ・砂防ダム、山腹工、押さえ盛土、擁壁等砂防施設の整備促進

#### ● 災害リスクや対応関連情報の共有と活用

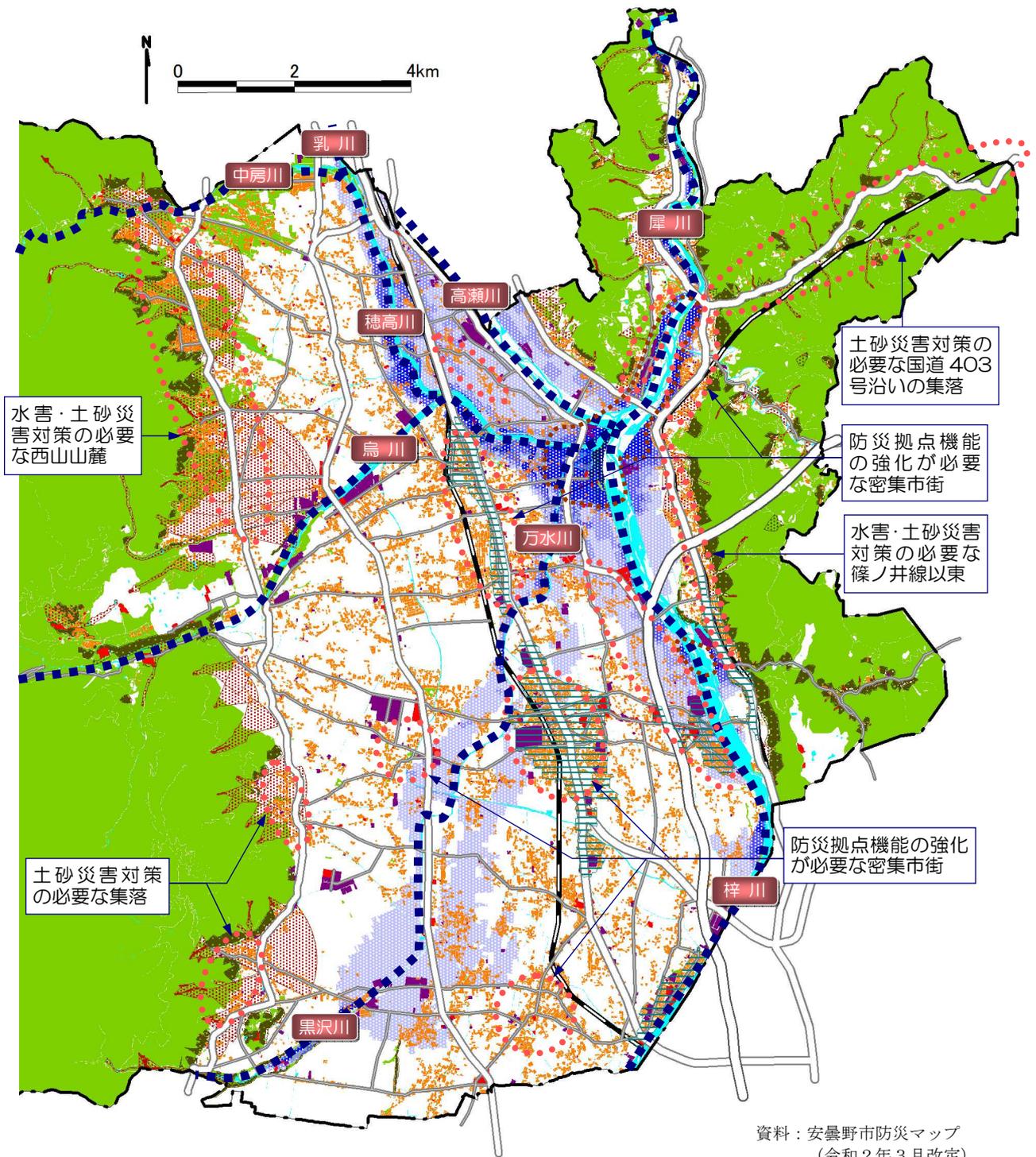
最新の災害リスク情報や対応関連情報を的確に収集・整理・分析して広く周知し、多様な手段で災害関連情報を活用して、災害時の適切な行動を促します。

##### ① 災害リスク情報の収集・分析・活用

- ・自然災害監視システム（画像配信・警報）の整備促進、適切な運用
- ・地理情報システム等を活用した災害関連情報のデータベースの有効活用
- ・各種災害の最新のリスク情報やリスク変化に応じたハザードマップの改定

##### ② 多様な手段による災害時の対応関連情報の周知・共有

- ・ハザードマップ等による災害時の避難地・避難施設※や避難経路の周知徹底
  - ※避難地（公共空地等の一時的に避難する場所）や避難施設（一時的に収容・保護する場所）
- ・避難地・避難施設や避難経路の誘導案内標識の設置
- ・デジタル同報系防災行政無線の周知・活用
- ・県防災情報ポータルサイト（ホームページ）の周知・活用
- ・災害時対応の隣近所・地域内・地域間での情報と意識の共有



浸水想定区域

- 0.5m未満
- 0.5m-1.0m未満 } 家屋の床上が浸水するレベル
- 1.0m-2.0m未満
- 2.0m-5.0m未満 } 家屋の2階以上も浸水するレベル
- 5.0m以上

- 土砂災害警戒区域(急傾斜地)
- 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)
- 土砂災害警戒区域(土石流)
- 土砂災害特別警戒区域(土石流)
- 住宅用地
- 商業用地
- 工業用地

- 建築基準法第22条区域※
- ※建築基準法第22条により指定した区域で、建築物の屋根や外壁に一定の防火性能を持たせることを義務付け、市街地の建築物の火災による延焼等の防止を図る区域です。
- 特に災害に対する配慮や対策が必要な主な市街・集落
- 治水対策が必要な主な河川

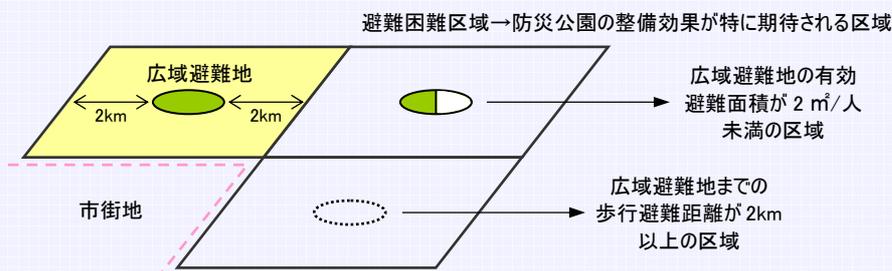
図 地震・水害・土砂災害等の重点的な対策検討図

## ● 災害後の対応力の強化

災害発生時の避難行動、被災後の復旧・復興の活動等、各段階で必要な施設の整備や機能向上を図り、災害対応力を強化します。

### ① 避難場所の適正な配置・必要な規模の確保

- ・災害リスクや市街地・集落の規模・分布状況等をふまえた避難場所の確保
- ・復旧・復興拠点として機能する公園・広場、緊急時に利用可能な臨時ヘリポートの確保（拠点市街からのアクセスや全市的な配置バランスを考慮）
- ・避難地のきめ細かな指定（一次避難地、広域避難地の区分）
- ・既存のオープンスペース（河川敷等）の有効活用
- ・有効避難面積（ $2\text{ m}^2/\text{人}$ ）や歩行避難距離（ $2\text{ km}$  以内）等をふまえた広域避難地（防災公園等）の整備検討



※広域避難地となる防災公園の配置では、歩行避難距離が $2\text{ km}$ を超える場合や、1人当たりの有効避難面積が $2\text{ m}^2$ 未満である地域等において、特に整備が必要とされる（一次避難地の場合は歩行距離が $500\text{ m}$ 以内となる）。

※資料：UR都市機構ホームページ

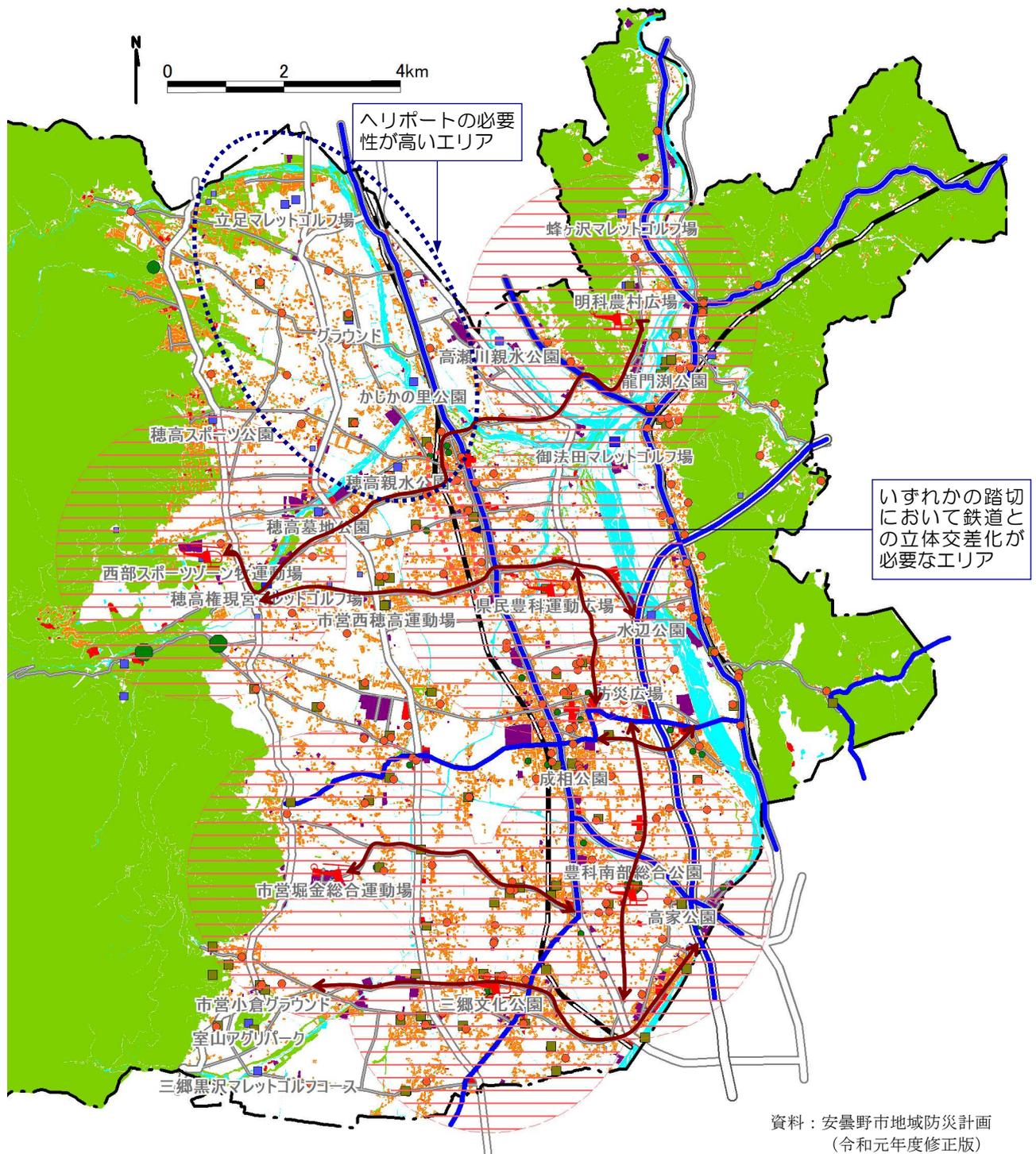
図 防災公園の配置の考え方

### ② 避難施設の機能の強化

- ・災害時に拠点として機能を有する本庁舎と各支所との相互補完・機能連携
- ・最低限必要とされる避難収容規模の確保
- ・主要施設の耐震改修・建替えの対応
- ・老朽化している避難施設の更新、代替施設の確保

### ③ 物資の輸送や人々の往来等交通機能の強化

- 緊急輸送路のルート設定の見直し・新設の必要性の検討（緊急輸送路を補完・代替するルートの設定）
  - ・基幹軸（循環軸・南北軸・東西軸）をふまえた設定
  - ・各地域の拠点市街や災害後の活動拠点となる避難場所とヘリポートを連絡するルートの設定
  - ・東西を円滑に移動できるルートの設定
  - ・右左折や鉄道との平面交差の回避
- 緊急輸送路として十分な機能を確保するための整備促進
  - ・必要に応じた道路の拡幅、橋梁部の耐震化、鉄道との立体交差化
  - ・沿道の緑化、沿道建築物の耐震化・不燃化促進
  - ・密集市街地における電線や通信線の地中化検討



- |   |  |  |
|---|--|--|
| <p><b>都市公園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 街区公園</li> <li>● 近隣公園</li> <li>● 地区公園</li> <li>● 総合公園・広域公園・緑地</li> </ul> <p><b>都市公園以外の公園・緑地</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 面積1ha未満</li> <li>■ 面積1ha以上4ha未満</li> <li>■ 面積4ha以上</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難施設</li> <li>■ 避難場所</li> <li>+</li> <li>+</li> <li>ヘリポート</li> <li>ヘリポートから2.5km圏域</li> <li>緊急輸送路</li> <li>緊急輸送路の機能を補完・代替する路線</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅用地</li> <li>商業用地</li> <li>工業用地</li> </ul> |
|---|--|--|

資料：安曇野市地域防災計画  
(令和元年度修正版)

図 災害後の避難・復旧等に必要な施設の整備検討図

## § 4. その他暮らしを支える生活基盤の確保

### ● 上下水道施設の計画的整備・適正な維持管理

水道ビジョン及び下水道事業経営戦略に沿って、必要な上下水道施設の整備を計画的に進めるとともに、既存施設の適切な維持管理を図ります。

また、将来の人口動態をふまえながら、ダウンサイジング<sup>※1</sup>の検討も進めていきます。

#### ① 上水道施設

- ・送水施設・配水施設の適切な維持管理による上水の安定供給
- ・既設管や給水拠点配水池の耐震化、老朽管の布設替えの実施
- ・定期検査による安全な水質の保持（安全・安心な水の供給）

#### ② 下水道施設

- ・ストックマネジメント<sup>※2</sup>による計画的な施設の整備
- ・既設下水道の利用の普及促進
- ・維持管理による適切な汚水処理の継続
- ・下水汚泥のリサイクルの促進

※1 ダウンサイジングとは、管路の口径を小さくしたり、施設の統廃合を行うことをいいます。

※2 スtockマネジメントとは、上水道や下水道等様々なインフラ整備事業の役割をふまえ、持続可能な事業の実施を図るため、明確な目標を定めて、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、各施設を計画的かつ効率的に管理することをいいます。

### ● その他公共公益施設の整備・既存施設の有効活用

各分野の具体計画に沿って、行政サービスの質を高めるために必要な公共公益施設の適正な場所への整備を図るとともに、既存施設の機能を最大限に活かし、施設の長寿命化を図りながら、有効活用を推進していきます。

#### ① ごみ焼却場や汚物処理場等その他の都市施設の適正運用と都市施設の見直し

- ・新ごみ処理施設の適正運用と焼却熱の有効活用
- ・将来の人口動態等をふまえた、適正規模への施設改修に向けた対応
- ・一般廃棄物の最終処分について、穂高広域施設組合と連携して検討

#### ② その他の施設

- ・穂高交流学习センター（みらい）、豊科交流学习センター（きぼう）、三郷交流学习センター（ゆりのき）、明科子どもと大人の交流学习施設（ひまわり）の市民活動の拠点としての活用促進
- ・福祉計画に基づく保育所等の福祉施設その他計画に基づいて設置する各種施設の適正な場所への立地誘導（土地利用計画との整合）

## 4.3 全体構想

### 4.3.1 エリア別のまちづくりの方針整理

4.1 に示した土地利用計画をふまえて、市内を以下3つのエリアに分けてまちづくりの方針を整理します。

#### § 1. 市街地エリアの方針

5地域にそれぞれある市街地エリアは、既存の良好な住環境を保持しながら、新たな住宅や店舗、工場等多様な用途を計画的かつ優先的に受け入れることによって都市機能の集積を図るとともに、各市街地内の核となる場所や軸となる道路周辺の再整備を促し、各地域の歴史・文化、低未利用地等を活かして、段階的に市街地の整備を図ります。

#### § 2. 田園環境エリアの方針

大小の集落と農地が広がる田園環境エリアは、本市の発展の礎となる営農環境や田園風景と調和した暮らしの維持・継承を図ります。そのために、以下の方針に沿って、都市的土地利用の適正化を図ります。

##### <大規模な集落における居住地形成>

比較的規模の大きな集落は、範囲を定めて、その内側に住宅や生活利便施設等を集約して、利便性の高い居住地形成を図るとともに、外側にある農地への無秩序な宅地の拡散を防ぎます。

##### <まとまった集落付近への住宅等の立地の限定化>

大規模な集落以外では、一定のまとまりを有する集落の縁辺部に限定して、宅地化を認め、既存のコミュニティの維持・継承を図ります。

##### <既存の都市基盤や地域資源を有効活用した産業誘導>

一定の都市基盤が整った既存の産業集積地を新たな産業の集約・拡張の核としたうえで、良好な住環境や営農環境、自然環境、景観等に十分配慮して、エリア内の資源や環境を活かして産業基盤の形成を図ります。

#### § 3. 森林環境エリアの方針

山麓・山間部や山岳に広がる森林環境エリアは、林地を主とした自然的土地利用の保全を図るとともに、点在する観光資源の有機的な連携・活用により、自然と親しむ空間として一体的な魅力形成を図ります。

##### ①西山山麓エリア

比較的傾斜の緩やかな西山山麓エリアは、森林や温泉等の資源を活かし、面的な観光・保養の場として、その魅力を楽しむ人々を受け入れながら、森林空間の保全・活用を図ります。

##### ②東山山麓・山間部エリア

比較的急な斜面の広がる東山山麓・山間部エリアは、土砂災害に十分配慮するなかで、この環境に調和した既存の暮らしを維持するとともに、森林環境の保全・活用、荒廃地の森林回復を図ります。

##### ③山岳エリア

常念岳や有明山に代表される北アルプスの峰々に通じる山岳エリアは、観光利用を考慮しながら、高質な自然環境の保全を図ります。

#### § 4. 各エリアを貫く水辺空間の方針

北アルプスに端を発する河川、農地を潤すために縦横に張り巡らされた堰等の水路を軸とした水辺空間は、水害等に配慮し、本来の機能保持を図るとともに、レクリエーションや自然に親しむ空間として有効活用を図ります。とくに三川合流部を中心としたエリアは安曇野の水文化の核として保全・継承していきます。

安曇野市  
都市計画マスタープラン

**市街地エリア**

安曇野市土地利用基本計画  
(1-3 ページ図参照)

**拠点市街区域**

豊科拠点市街  
穂高拠点市街  
三郷拠点市街  
堀金拠点市街  
明科拠点市街

**準拠点市街区域**

田沢・光地区  
安曇野 I. C. 地区  
たつみ原地区  
穂高烏川地区

安曇野市立地適正化計画  
(1-4 ページ図参照)

**日常サービス施設誘導区域**  
(都市機能誘導区域・居住誘導区域)

**拠点施設誘導区域**  
(都市機能誘導区域)

※工場等が集積する区域を除く

**生活拠点区域**  
(都市機能誘導区域・居住誘導区域)

※工場等が集積する区域を除く

**田園環境エリア**

**田園居住区域**

柏原地区  
下堀地区  
中萱・上烏羽・  
下烏羽・真々部地区  
上長尾・下長尾・  
二木地区

**生活拠点区域**  
(都市機能誘導区域・居住誘導区域)

**田園環境区域**

**森林環境エリア**

**山麓保養区域**

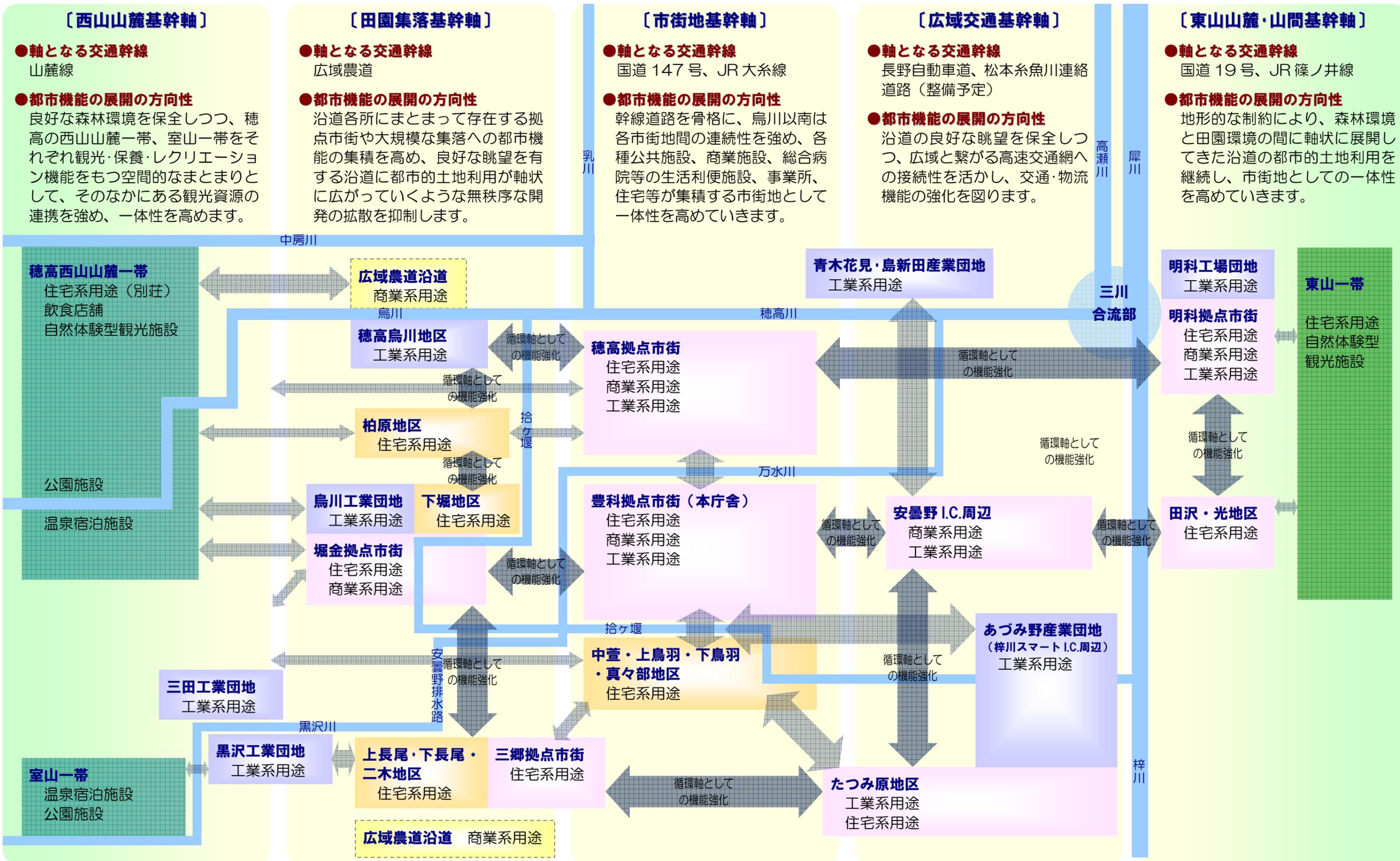
**森林環境区域**

注) エリアと区域の対応関係は完全に一致するものではありません。

図 安曇野市の土地利用に関する主な計画のエリア・区域の関係性

### 4.3.2 都市機能の関係性と方向性の整理

4.2に示した都市施設整備計画と前項のエリア別の方針をふまえて、都市機能の空間的な核となる市街地や産業集積地の機能的なつながりや強化の方向性、同じく基軸となる5つの南北基幹軸の都市機能の展開の方向性を概念的に整理します。



4.3.3 まちづくり構想図

これまでの整理をふまえ、20年後を見据えて、まちづくりの目標像となる全体構想を図示します。

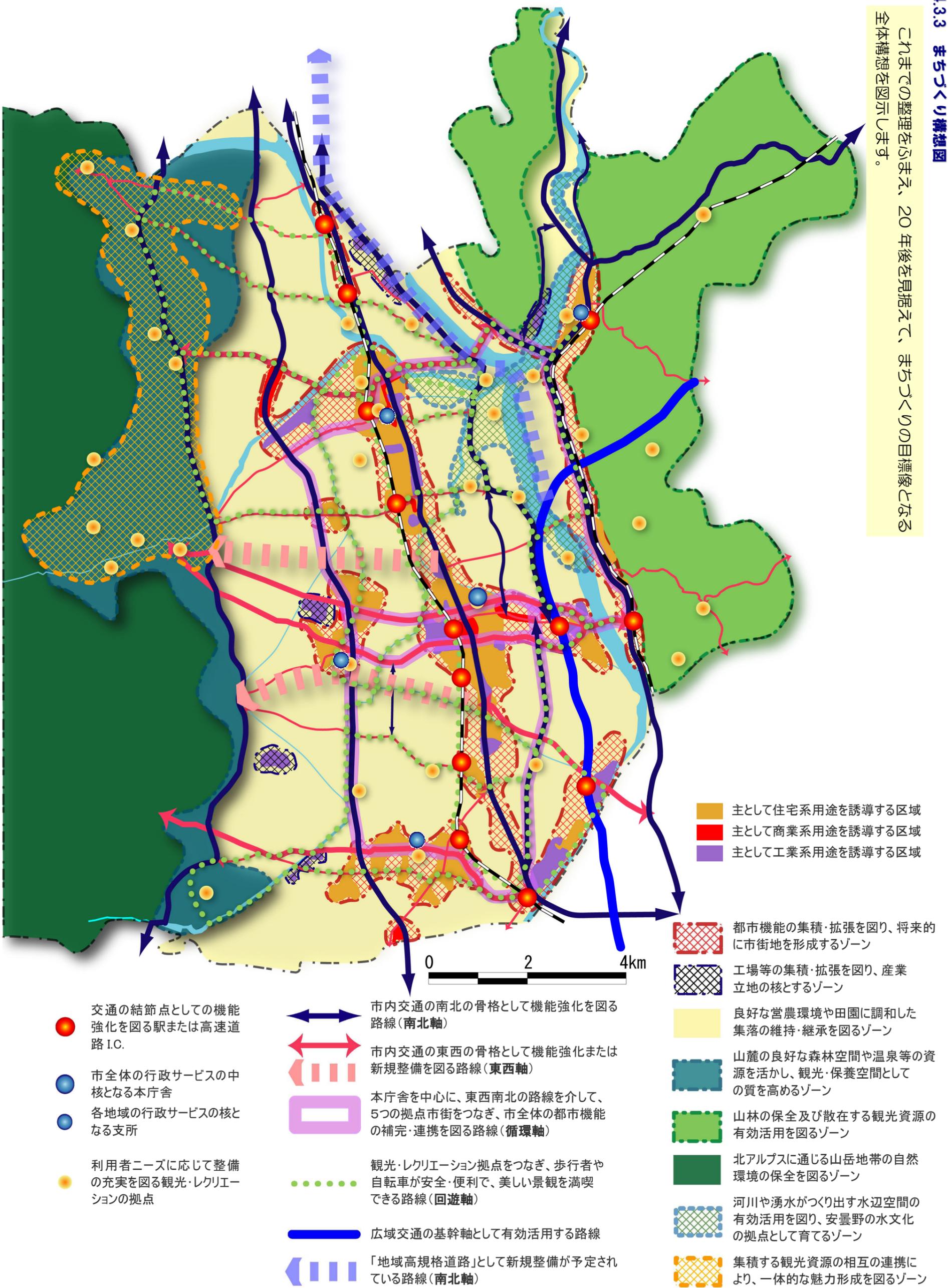


図 20年後を見据えたまちづくり構想図